

高崎市の悪臭防止対策

～臭気指数規制及び
地域の指定について～

—高崎市 環境部 環境政策課—

平成16年 3月 告示

平成16年10月 施行

平成18年 1月 改正

平成21年 6月 改正

平成23年 4月 改正

高崎市内全域で臭気規制を導入しております

悪臭規制方法の変更

悪臭規制においては、全国的に、工場や事業場から発生する悪臭について、アンモニアや硫化水素など、悪臭の原因となる22物質の濃度による規制（**物質濃度規制**）を行ってきました。しかし、物質により規制できない悪臭や複合臭に関する苦情が多い現在、「**様々なにおいに対応できる**」臭気指数による規制（**臭気指数規制**）を採用する方向に変わりつつあります。高崎市では、平成16年10月から**臭気指数規制**へと規制方法を変更しております。

悪臭規制地域の指定

地域の指定は、**高崎市全域**です。

臭気指数とは

臭気指数とは、においのついた空気や水をそのにおいが感じられなくなるまで無臭の空気（水の場合は無臭の水）で薄めたときの希釈倍率（**臭気濃度**）を求め、その希釈倍率の値の対数に10を掛けた数値です。臭気指数の算出式は次のとおりです。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{臭気濃度})$$

例えば、においのついた空気を100倍に希釈したときに、大部分の人がにおいを感じられなくなった場合、臭気濃度は100、臭気指数は20となります。

臭気指数規制による利点

- ・ 人間の嗅覚が判定の尺度となっている。
- ・ 様々なにおいに対応できる。
- ・ 住民の感覚（被害感）と一致しやすい。

悪臭規制の内容

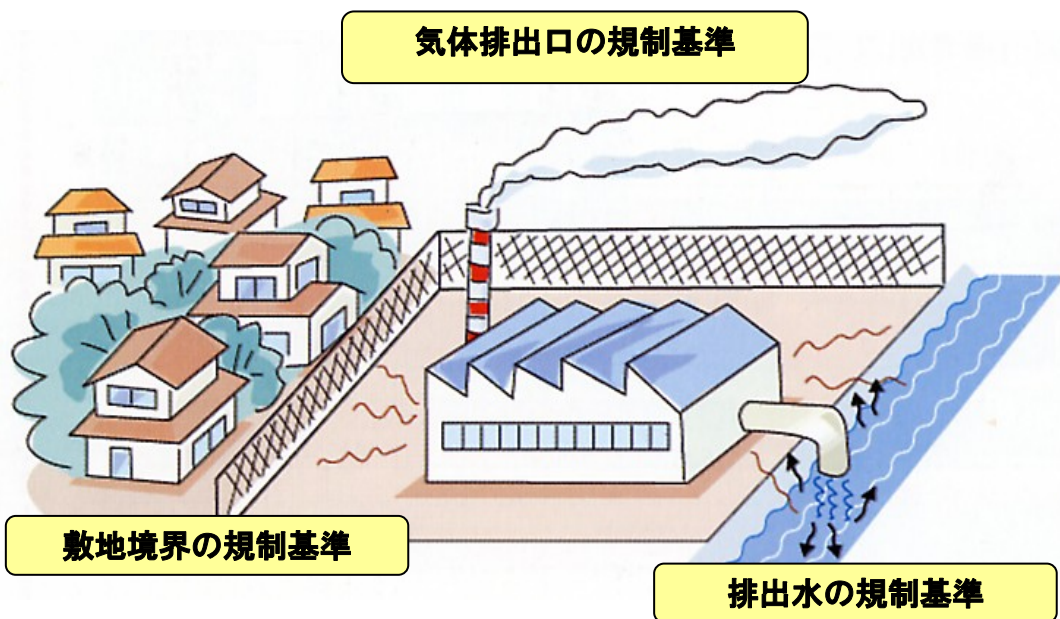
規制対象

- ・すべての工場及び事業場から発生する悪臭が対象となります。
- ・一般家庭のほか、自動車や建設工事等から発生する悪臭は規制対象外です。

規制地域

高崎市全域を4つの区域に分けて指定します。A区域が一番厳しく、B、C、Dと徐々に緩くなります。

また、図のように3カ所において規制基準がそれぞれ設けられます。



各区域の該当地域と各箇所の規制基準は、次頁のとおりです。

区域の区分	規制地域	規制基準		
		敷地境界線	排出口	排出水
A区域	下記参照	臭気指数 12	排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、左記敷地境界線の規制基準に適合するように大気拡散式等を用いて工場または事業場ごとに算定されます。(悪臭防止法施行規則第6条の2に規定)	臭気指数 28
B区域		臭気指数 15		臭気指数 31
C区域		臭気指数 18		臭気指数 34
D区域		臭気指数 21		臭気指数 37

A区域	倉渚支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
B区域	近隣商業地域及び商業地域の区域並びに倉渚支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の準工業地域の区域並びに倉渚支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
C区域	<ul style="list-style-type: none"> 1 倉渚支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の工業地域及び工業専用地域の区域 2 群南工業団地の区域 3 宿大類工業団地の区域 4 綿貫工業団地の区域 5 阿久津工業団地の区域 6 行力工業団地の区域 7 浜川工業団地の区域 8 八幡原工業団地の区域 9 八幡原第二工業団地の区域
D区域	A区域、B区域及びC区域以外の区域

規制遵守のために

工場及び事業場の方へ

工場及び事業場から発生するすべてのにおいが対象となり、悪臭防止法第7条に規制基準を遵守する義務が規定されています。悪臭防止対策にご協力をお願いします。

主な悪臭防止対策

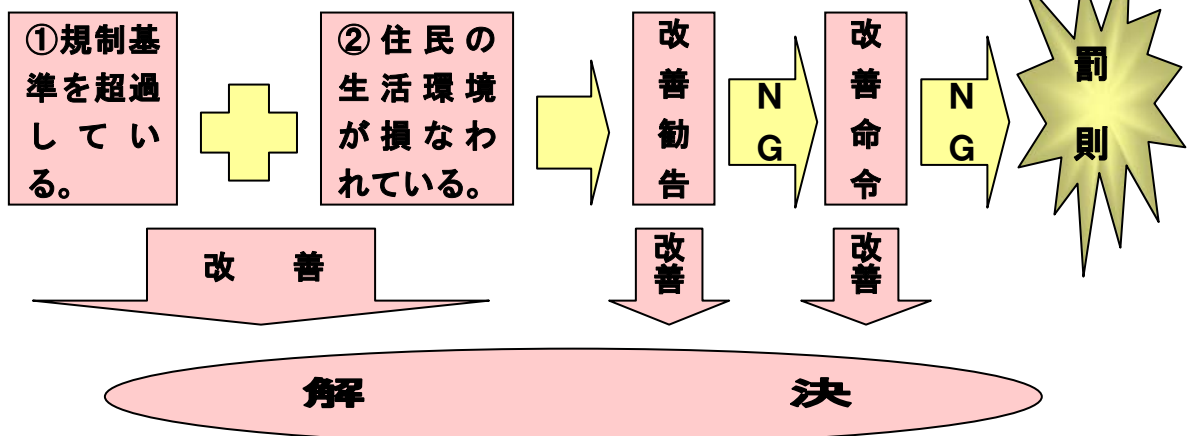
- ・においの原因となるものの搬入・搬出・保管方法を改善する。
- ・場内の掃除をこまめにする。
- ・発生源を密閉し、外に漏れないようにする。
- ・排出口の向き及び高さを変え、直接においが行かないようにする。
- ・においが発生する作業を見直す（原材料の変更、工程の変更など）。
- ・脱臭装置を設置する。

環境省「臭気対策について」 ホームページアドレス

<http://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>

罰則等について

工場及び事業場から発生するにおいに関して、高崎市が行う現地調査及び臭気測定の結果、下記の①かつ②に該当した場合は、改善勧告、改善命令、罰則が適用されます。



お問い合わせは

高崎市役所 環境部 環境政策課

群馬県高崎市高松町35-1

TEL : 027-321-1251

FAX : 027-321-1161

E-mail : kankyou@city.takasaki.gunma.jp